

茅ヶ崎市分別収集計画

(令和 8 年度～令和 1 2 年度)

令和 7 年 6 月作成

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの 算出方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	9
13	その他のリサイクル	9

1 計画策定の意義

本市は、都心への交通の利便性や恵まれた自然環境のもと住宅都市として発展してきた。

本市では令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市総合計画」を策定し、将来の都市像を「笑顔と活力にあふれみんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その実現に向けて施策を展開している。国及び地方公共団体においても従前の大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型の社会システムの構築に向けた取り組みが実施されてきたところであるが、生活様式の多様化や利便性の向上に伴う廃棄物の質的变化により廃棄物処理問題は年々複雑化してきている。本市においても、最終処分場の使用期限の到来や老朽化に伴う施設整備といった処理施設に関する廃棄物処理問題は、重要課題の一つとなっている。さらなる循環型社会に移行していくためには、生産から消費及び廃棄に至るあらゆる段階において、今まで以上に廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など減量化・資源化の推進に努めることが肝要である。

このような背景を鑑み、本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源の再利用と最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、一般廃棄物の減量化・資源化や廃棄物処理施設の効率的な利用を図るとともに、環境への負荷と健全な経済の発展が調和した資源循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次のとおり示す。

- (1) 市民・事業者・行政が一体となって、「“サステイナシティちがさき”を目指して～持続可能な都市環境を次世代へ～」の実現を目指す。
- (2) ごみの発生・排出を極力抑制することを第一義とし、排出されたごみは可能な限り資源化することで、最終処分量を限りなくゼロに近づける資源循環型社会を目指す。
- (3) 市民・事業者・行政が主体的にそれぞれの役割と責任を分担することで、ごみの減量化・資源化の推進に努める。

3 計画期間

本計画は、令和8年4月を始期とする5か年間（令和8年度～令和12年度）を計画期間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちスチールかん、アルミかん、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙パック、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装類を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量の見込みは下表のとおり。

（単位：t）

項目 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	19,104	19,145	19,181	19,223	19,266

※令和7年3月策定の茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の推計値を使用し、算定した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、上位計画である「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」に掲げる以下の取り組みを実施する。

施策名	内容	具体的な取り組み
プラスチックごみの削減	令和4年に施行されたプラスチック資源循環法（プラ新法）を受け、プラスチック製品の設計から処理までに関わるあらゆる主体が、地球温暖化や海洋汚染などの様々な環境問題を意識しつつ、プラスチックの使用量を削減するよう訴え続けるとともに、容器包装以外のプラスチック製廃棄物のリサイクル検討を進めます。	・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ ・消費者に向けたプラ新法の普及啓発 ・プラスチック製品の分別案内の充実及びリサイクルの検討
拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進	事業者に対して、「茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第15条に基づき、適正包装等の推進を求めます。	・拡大生産者責任の推進に向けた事業者、県や国への働きかけ（再掲）
情報発信の充実	市民、事業者が必要とするごみや資源物に関する情報を的確に把握し、あらゆる機会と様々な媒体を活用しつつ、より効果的な情報発信を行います。	・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベント等でのごみの適正分別や処理困難物の処理方法の周知、啓発
環境教育の推進	近年のコロナ禍など、社会状況の変化に対応できるよう、市民や事業者がいつでも・どこでも参加できるよう環境を整えるとともに、対象の拡大や提供するプログラムの充実を図ります。	・教育現場や地域における環境学習プログラムの実施
ごみ処理施設の活用	小中学校や自治会など多くの人にごみ処理の実態に対する理解を深めていただけるよう、ごみ処理施設の見学会を開催します。	・ごみ処理施設見学会の実施

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは下表のとおり。

（単位：t）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器 （スチールかん）	231		230		230		230		230	
主としてアルミ製の容器 （アルミかん）	394		394		393		393		393	
無色のガラス製容器 （無色ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	708		707		706		706		705	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	708	0	707	0	706	0	706	0	705	0
茶色のガラス製容器 （茶色ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	380		380		379		379		379	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	380	0	380	0	379	0	379	0	379	0
その他のガラス製容器 （その他ガラスびん）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	438		437		437		436		436	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	438	0	437	0	437	0	436	0	436	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く。） （飲料用紙パック）	63		63		63		63		63	
主として段ボール製の容器 （ダンボール）	3,080		3,077		3,074		3,071		3,068	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの （ペットボトル）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	771		770		770		769		768	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	540	231	539	231	539	231	538	231	538	230
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （プラスチック製容器包装類）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	2,811		2,808		2,805		2,803		2,800	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	2,811	0	2,808	0	2,805	0	2,803	0	2,800	0

※ペットボトルの一部について、水平リサイクルの取り組みを実施。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、令和6年度の容器包装廃棄物の資源化量実績及び人口変動率を基に推計した。

【計算式】 令和6年度の分別基準適合物等の資源化量実績×人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の 種類	収集の分別区分	収集運搬 段階	選別保管等段階	
			選別	保管
スチールかん	かん	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
アルミかん				
無色ガラスびん	びん	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
飲料用紙パック	飲料用紙パック	民間業者 による 定期収集	民間業者	市及び 民間業者
ダンボール	ダンボール			
ペットボトル	ペットボトル	民間業者 による 定期収集	民間業者	市
プラスチック製 容器包装類	プラスチック製 容器包装類	民間業者 による 定期収集	民間業者	市

※かん・ガラスびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は、寒川広域リサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行い、飲料用紙パック・ダンボールについては、集積場所より収集後、再生処理業者へ引き渡す。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチールかん	かん	ネット袋	パッカー車	寒川広域リサイクルセンター
アルミかん				
無色ガラスびん	びん	コンテナ	平ボディ車	
茶色ガラスびん				
その他ガラスびん				
飲料用紙パック	飲料用紙パック	透明・半透明の袋	パッカー車	民間業者
ダンボール	ダンボール	ひもによる結束	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋	パッカー車	寒川広域リサイクルセンター
プラスチック製容器包装類	プラスチック製容器包装類	透明・半透明の袋	パッカー車	

※かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は、寒川広域リサイクルセンターで選別・圧縮・保管を行い、飲料用紙パック・ダンボールについては、集積場所より収集後、再生処理業者へ引き渡す。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

本市では、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の促進を図るため茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会、環境指導員制度及び三者協調型資源回収システムを設けている。

（1）茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長の諮問に応じ、て調査審議し、その結果を答申し、又意見を建議する。

（2）環境指導員制度

環境指導員は、ごみの分別、排出等に関する市の施策に協力しその分担する地域において、次の職務を行う。

- ①ごみ集積場所でのごみの分け方出し方の指導
- ②ごみ集積場所の管理等に関する指導
- ③ごみの減量化、資源化及び排出指導等に関する会議、研修会等への出席
- ④その他ごみに関する市及び自治会との連絡調整

（3）三者協調型資源回収システム

各自治会に資源物の収集量に応じて補助金（資源回収推進地域補助金）を交付しごみの減量化、資源化に関することをはじめ、地域コミュニティのために役立てている。

13 その他のリサイクル

その他の紙製容器包装（包装紙・紙袋等）については、「本・雑誌・雑紙」として収集し再資源化している。